

一般財団法人青森県交通安全協会 女性の活躍に関する情報の公表

一般財団法人青森県交通安全協会では、令和6年8月に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境を構築に取り組んでいます。

今般、行動計画における情報等を下記のとおり公表します。

【職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備】

1 職員一人当たりの年次有休休暇取得日数

○ 目標

最低限一人あたり平均を年間5日から10日以上

○ 令和7年度分の年次有給休暇の取得状況

一人あたり平均12.7日

2 今後の取組

年間10日に満たない職員があることから、引き続き年次有給休暇の取得しやすい環境の構築に努める。